

## 各種申請書の押印の廃止について（お知らせ）

共済契約者又は被共済者の方から提出していただく各種申請書のうち押印又は署名を求めていたものについて、今般、政府により進められている押印を求める手続きの見直しを受け、次のとおり、押印がない場合でも、申請を受付することとしましたのでお知らせいたします。ただし、申請の内容によっては、必要な確認をさせていただく場合があります。

### 記

- 令和3年1月4日支部受付分から、各種申請書等で「印」欄があるものについては、押印(訂正印も含む)が無い場合も受付を行う。
  - 退職金請求書の請求人印及び事業主証明印について押印廃止とする。
  - 退職金請求書やその他の金融機関口座確認印が必要な申請書については、金融機関口座確認印を廃止することとし、代わりに通帳又はキャッシュカード等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号の分かるもの）を添付することとする。
  - 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書の申告者印を廃止する。
- ※ 令和3年1月4日以降に支部へ提出された各種申請書で、既に押印がなされている場合も、これまでどおり受付を行う。